第二十八条の十第一項中「一式とする。」を「一式」に改め、同条第二項第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第二十九条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とする。

第二十九条の二第一項第一号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改め、同項第二号中「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に改め、同項第三号中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改め、同条第四項中「前項第一号」を「同項第一号」に改める。

第二十九条の五第四項中「又は同法」を「、同法」に改め、「実施主体」の下に「又は国家戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により都市再生特別措置法第二十一条第一項の計画の認定があつたものとみなされた国家戦略特別区域法第二十五条第一項の実施主体」を加え、同条第九項中「建築物」の下に「又は構築物」を加え、「第三十九条の六十四第六項」を「第三十九条の六十四第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「建築物」の下に「又は構築物」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「建築物が同条第三項第一号及び第二号に掲げる建築物のいずれにも」を「建築物又は構築物が同条第三項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」に、「これらの建築物のうちいずれかの建築物」を「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる建築物又は構築物」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第四十七条の二第三項第三号」を「第四十七条の二第三項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第四十七条の二第三項第三号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物で、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る中心市街地の活性化に関する法律第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業者に該当する法人が取得するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「又は第六十四条第三項」を削り、「若しくは第六項又は第四十四条の二第二項」を「又は第六項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同項に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第三十条第三項中「第七号」を「第八号」に、「第八号から第十四号まで」を「第九号から第十六号まで」に改め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第五号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第六号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第七号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この号及び第十六号において「平成二十六年改正法」という。）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定

第三十条第三項に次の一号を加える。

十六　平成二十六年改正法附則第百十五条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定

第三十条第四項中「第七号」を「第八号」に、「前項第八号から第十四号まで」を「前項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十一条中「第七号」を「第八号」に、「前条第三項第八号から第十四号まで」を「前条第三項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「又は第六十四条第三項」及び「又は第四十四条の二（第二項に係る部分に限る。）」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条（第二項に係る部分に限る。）の規定

第三十二条の二第三項中「資源」の下に「（同項第一号に規定する資源をいう。次項第一号ロ及び第六項において同じ。）」を加え、同条第六項中「又は債権」を削り、「資源開発法人（同号ハに規定する資源開発法人をいう。以下この条において同じ。）」を「同項第一号の資源開発事業法人及び資源開発投資法人」に改め、「又は資源開発法人に対する債権」を削り、「当該資源開発法人の同項第一号に規定する資源（第九項において「資源」という。）」を「これらの法人の資源」に改め、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項第一号中「及び第三号」を削り、「株式等又は債権」を「株式等」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十二項から第十五項までを削り、同条第十六項を同条第九項とし、同条第十七項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十八項中「又は資源特定債権」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十九項中「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項を同条第十五項とし、同条第二十三項中「又は債権の全部又は」を「の全部又は」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同項第一号中「又は債権」を削り、同項第二号中「株式等又は債権」を「株式等」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は債権の金額」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「又は第七号」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とする。

第三十二条の三及び第三十二条の四を次のように改める。

（新事業開拓事業者投資損失準備金）

第三十二条の三　法第五十五条の二第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度（その締結した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その締結した日を含む連結事業年度。次項において「締結事業年度等」という。）開始の時においてその有する法人税法施行令第百十九条の二第二項に規定するその他有価証券（株式及び出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上である金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家とする。

2　前項に規定するその他有価証券の帳簿価額は、締結事業年度等において当該その他有価証券につき法人税法施行令第百二十一条の十一第三項又は第百二十二条の八第四項の規定（締結事業年度等が連結事業年度である場合には、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同令第百二十一条の十一第三項又は第百二十二条の八第四項の規定）の適用がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の帳簿価額とする。